

諮問番号：平成28年度諮問第9号
答申番号：平成28年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年4月15日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）及び平成28年5月12日付けで行った法に基づく生活保護開始申請却下決定処分（以下「本件却下決定」という。）に対する審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

（1）本件廃止決定について

居住地が〇〇市内にあるのに廃止した事は不当である。

（2）本件却下決定について

居住地が〇〇市内にあるのに却下した事は不当である。

（3）審理員が受理した反論書の内容

平成28年4月8日、〇〇市から△△市にある審査請求人の弟宅（以下「弟宅」という。）への転居を理由に処分庁での保護の廃止を申し出たが、転居先での最低限度の生活ができず、実際には転居を完了することが未だできていない。よって、〇〇市内に居住の実態をおいたままである（4月8日の時点では、弟宅には夜、寝ることしか許されなかったので日中は〇〇市内に居た。更に4月28日時点では、週に2、3日しか寝泊りをさせてもらっていない）。

転居が完了するまで処分庁が保護を継続すべきである。法第19条第2項にある急迫した状況に当たるようにも思える。急迫した事由の止むまで処分庁は保護の廃止を延期すべきである。転居の完了を確認せず、申し出のみで転居を完了したとみなしているのは、処分庁が実態調査を怠ったためである。

（4）行政不服審査会へ提出された審査請求人の主張書面の内容

もともと、保釈申請以前、弁護人の説明では住所変更は可能であるということであったので、保釈後の数日を弟宅で暮らし、新居が見つかり次第転居し自立する旨を弁護人に伝え、保釈申請を依頼した。しかし、住所変更の申請が通らず、弟は数日間のつもりの審査請求人の支援が判決までの長期間になると聞

き、これ以上の支援はできない、週2、3日なら寝場所だけは用意するのでそれ以外は自分で何とかして欲しいと言うので、やむなく住所変更の通らなかつた〇〇市内の自宅で生活することとなり、処分庁に生活保護の申請（以下「本件開始申請」という。）を行った。

審査請求人は、すべてを裁判官に伝え、弟に審査請求人の支援をするように命令を出してほしいと依頼したところ、裁判官は、できるだけ弟宅に居てください、弟には命令は出せないとの返答で、これ以上この案件は取り扱わないと言った。裁判官の発言内容を弁護人に詳しく説明してもらったところでは、「できるだけ弟宅に、とは、弟が週2、3日寝場所を用意するだけだと言っているなら、週2、3日弟宅で寝ることしかできないので、それで要件を満たしていることになる。又、それは現状のままであるので裁判官は現状維持で良いと言っている。これ以上この案件を取り扱わない、とは、現状維持のみで改善を求めている、もし改善を求めるならば、改善後の報告等が必要だから、これ以上取り扱わないとは、改善は必要ではないという意味である」ということであった。

審査請求人は、裁判官の発言と弁護人の説明を処分庁に伝えた。裁決書案等に、処分庁は、保釈取消、保証金没取等の不利益がある恐れがあることから却下決定を行ったと記しているが、裁判官の発言が弁護人の説明通りだとすれば、審査請求人の不利益になることはあり得ない。裁判官の発言と弁護人の説明は審査請求人の口頭によるもので、書面によるものではない。処分庁は、電話等での確認作業を怠っているのか、審査請求人が口頭で伝えた内容を無視している。

2 審査庁

本件廃止決定及び本件却下決定に係る2件の審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

行政不服審査法第39条の規定により併合審理した本件廃止決定及び本件却下決定に係る2件の審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件廃止決定について

本件廃止決定についてみると、処分庁は、審査請求人が大阪地方裁判所に指定条件の居住先の変更を申し出たが認められなかったため弟宅への住民異動届を提出したことに伴い、審査請求人が〇〇市内に居住地を有しなくなったと

して、本件廃止決定を行ったことが認められる。

審査請求人は、居住地が〇〇市内にあるのに廃止したことは不当であること、また、弟宅への転居を理由に処分庁での保護の廃止を申し出たものの、実際には転居が完了しておらず、転居が完了するまでは保護を継続すべきであり、審査請求人の急迫した状況の止むまで処分庁は保護の廃止を延期すべきである旨主張する。

確かに、審査請求人の主張のとおり、通常、転居の完了により保護は廃止すべきものであるが、審査請求人は既に弟宅に寝泊りをしており、また、審査請求人は、指定条件の居住先の変更が認められない以上、刑事訴訟法第96条第1項第5号の規定に照らし、保釈を取り消されないためには速やかに弟宅に居住の実態を移すべきであることから、処分庁が審査請求人の申告及び住民異動届の提出をもって本件廃止決定を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人には保釈にあたり身元引受人として弟がおり、審査請求人は、指定条件の居住先である弟宅と〇〇市を往き来している事実も認められることから、現実には身体、生命に危険がある急迫状況にあるとまでは認められない。

以上から、本件廃止決定は違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張は認められない。

(2) 本件却下決定について

本件却下決定についてみると、処分庁は、『生活保護問答集について』（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正について」（平成28年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第2問2-42を踏まえ、弟宅が指定条件の居住先であり帰住地であること、また、仮に審査請求人に対して保護を開始した場合、保釈が取り消されるなど審査請求人にとって不利益となる恐れがあることから、本件却下決定を行ったことが認められる。

審査請求人は、弟宅での週に2, 3回の寝泊りは居住地とはいえず、居住実態は依然として〇〇市内にあるのに、本件開始申請を却下したことは不当である旨主張する。

しかしながら、審査請求人は、〇〇市内に居住地を構えたとしても、指定条件の居住先の変更が認められない以上、保釈を取り消されないためには弟宅に居住の実態を置くべきであり、よって、問答集第2問2-42における「指定された帰住地」は〇〇市内ではないとして、本件開始申請を却下した本件却下決定に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張には理由がない。

第4 調査審議の経過

平成28年11月2日	諮問の受付
平成28年11月4日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月25日 口頭意見陳述申立期限：11月14日
平成28年11月7日	第1回審議
平成28年11月28日	審査請求人から主張書面の提出
平成28年12月12日	第2回審議
平成29年1月13日	第3回審議
平成29年1月20日	処分庁に対する資料等の提出の求め 2月3日受領
平成29年2月6日	第4回審議
平成29年3月10日	第5回審議

第5 審査会の判断

1 本件廃止決定に対する審査請求について

本件廃止決定は、審査請求人が△△市にある弟宅への転居を理由に処分庁からの保護の廃止を申し出たことに基づきなされたものであるとともに、平成28年4月8日の〇〇市外への転出届提出をもって処分庁による保護廃止を決定したものである。また、審査請求人は、法第19条第2項に該当するとして転居が完了するまで処分庁が保護を継続すべきとするが、審査庁より提出された事件記録（審査請求書、弁明書、反論書、審査請求人及び処分庁から提出された証拠）に加え、当審査会に提出された審査請求人の主張書面、処分庁から提出された回答書（これらを合わせて、以下「本件証拠」という。）及び職権により認定した事実によれば、転居先の△△市における保護の要否はともかく、4月分として支給された生活保護費は返還免除の決定がされており、審査請求人の主張する急迫した事由は認められない。よって、本件廃止決定は、法第26条に基づき適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件廃止決定に対する審査請求は棄却されるべきである。

2 本件却下決定に対する審査請求について

(1) 認定した事実

本件証拠及び職権により認定した事実によると、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、弟宅のある△△市に転入届を出したものの、弟から十分援助が得られず、障害のため仕事ができず生活できないこと等を理由に、△△市福祉事務所に対して平成28年4月11日、生活保護の開始を申請した。しか

し、同申請が却下される見込みとなったことを知り、そのため、同月28日、居住実態があると審査請求人が考える〇〇市の処分庁に対して、本件開始申請を行った。

処分庁は、審査請求人が保釈にあたり裁判所から制限住居先を△△市にある弟宅とする条件を附されていること等を理由に、5月12日に本件却下決定を行った。

イ 他方で、これに先立ち処分庁は、4月19日に△△市福祉事務所から、審査請求人が同福祉事務所に保護開始申請をしたが、調査の結果、審査請求人の居住実態が△△市でなく〇〇市にあるという理由で同申請が却下される可能性が高い旨、また、△△市福祉事務所が審査請求人に対して処分庁に来庁するよう案内した旨の連絡を受けており、審査請求人が△△市福祉事務所からの助言を受けて本件開始申請に至ったことを了知していた。

その後、処分庁は、本件却下決定をするまでに、大阪府社会援護課、大阪地方裁判所及び審査請求人の弁護士等に連絡をとって情報収集を行った。処分庁は大阪府社会援護課に照会して、△△市に居住制限があるのであれば審査請求人は速やかにそれに従う形で生活する必要がある旨、△△市福祉事務所が実施機関にあたるとの回答を受けた。また、△△市福祉事務所に対しては、その依頼を受け審査請求人に係るケース記録等（写し）を送付しており、本件却下決定をした翌日に、同決定を審査請求人に通知したこと、大阪地方裁判所から〇〇市に審査請求人の居住実態があると保釈の取消し事由に当たる場合がある旨の回答を得たこと等を連絡した。

(2) 判断

審査請求人が、弟宅に居住するという保釈条件に違反すれば、刑事訴訟法第96条第1項第5号の規定に基づき保釈が取り消され、その結果、その自立が著しく阻害されるおそれが存在したことにかんがみると、処分庁が第5の2の(1)アのとおり、本件却下決定を行ったことには違法または不当な点は認められない。

なお、第5の2の(1)イの各事実から、処分庁と△△市福祉事務所との間には、審査請求人に対する保護の実施責任の所在に関して見解の相違があったことが認められる。この場合、問答集第2問2-43により、「保護の実施に空白を生じせしめないよう、双方の実施機関が協議し適切な保護の実施を行うことが必要である。協議の結果、解決が得られなかった場合は、詳細を都道府県（指定都市）本庁に報告し協議することが必要」とされている。保護の実施に空白を生じさせないことを目的とした問答集の上記規定は、保護の実施責任を定める法第19条の趣旨を具体化したものであると解される。それゆえ、処分庁は、問答集の上記規定の趣旨に沿って、審査請求人に対する実施責任について△△市福祉事務所と協議を尽くす必要があった。

この点に関して、処分庁は、前述したように、本件却下決定をするまでに、△△市福祉事務所、大阪府社会援護課、大阪地方裁判所及び審査請求人の弁護士等から情報を収集し、また△△市福祉事務所に対して各機関から収集した情報等を伝え、情報を共有していた。

たしかに、処分庁は、本件却下決定後、審査請求人が△△市福祉事務所で生活保護を受給できるのか、またはどのようにして審査請求人自身の生活を維持することができるのかについて必ずしも十分に考慮していないきらいはあるが、問答集の上記規定の趣旨に沿って、審査請求人に対する実施責任に関し△△市福祉事務所との間で協議を行っていたと一応見ることができる。

以上より、本件却下決定に違法及び不当な点はなく、本件却下決定に対する審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子